

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第27号）の一部を次のように改正
する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応す
る説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説
明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（定義） 第2条 この条例において、次 の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定め るところによる。 (1)から(22)まで （略） (23) 特定地域型保育事業 法 第43条第2項に規定する特 定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで （略） （特定教育・保育の提供方 針） 第15条 特定教育・保育施設 は、次の各号に掲げる施設の 区分に応じて、それぞれ当該 各号に定めるものに基づき、 小学校就学前子どもの心身の 状況等に応じて、特定教育・ 保育の提供を適切に行わなけ ればならない。 (1) 幼保連携型認定こども園 （就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提	（定義） 第2条 この条例において、次 の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定め るところによる。 (1)から(22)まで （略） (23) 特定地域型保育事業 法 第43条第4項に規定する特 定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで （略） （特定教育・保育の提供方 針） 第15条 特定教育・保育施設 は、次の各号に掲げる施設の 区分に応じて、それぞれ当該 各号に定めるものに基づき、 小学校就学前子どもの心身の 状況等に応じて、特定教育・ 保育の提供を適切に行わなけ ればならない。 (1) 幼保連携型認定こども園 （就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提	字句の改正

供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号</u>において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)から(4)まで （略） 2 （略）	供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「<u>認定こども園法</u>」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)から(4)まで （略） 2 （略）	字句の削除
（教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則） 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならな	（教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則） 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の</u>	字句の改正 字句の改正

い。	<u>2第1項各号、幼稚園である 特定教育・保育施設の職員に あつては学校教育法第28条第 2項において準用する認定こ ども園法第27条の2第1項各 号）に掲げる行為その他当該 教育・保育給付認定子どもの 心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。</u>	
-----------	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。